

# 令和元年7月1日から 教育委員会所管施設が敷地内禁煙になります

望まない受動喫煙の防止を目的とする「健康増進法の一部を改正する法律」の施行期日が令和元年7月1日であることから、法の趣旨を踏まえ、教育委員会所管施設の受動喫煙防止対策について、次のとおり対応いたします。

施設を利用される皆様におかれましては、趣旨を御理解のうえ、ご協力をよろしくお願ひします。

## 敷地内禁煙対象施設

### 敷地内を全面禁煙とする施設

- ・認定こども園
- ・レ・コード館※1
- ・新冠小学校
- ・郷土資料館
- ・朝日小学校
- ・町民センター
- ・新冠中学校
- ・旧児童館



※1「レ・コード館」は全面禁煙ですが、隣接する「道の駅」の指定された場所での喫煙は可能です。



### 敷地内禁煙となりますが、 屋外に喫煙場所を設ける施設

(カッコ内は屋外に指定する喫煙場所)

- ・町民グラウンド (駐車場敷地の一角)
- ・スポーツセンター (渡り廊下横)
- ・節婦体育館 (駐車場敷地の一角)
- ・青年の家 (青年の家裏側敷地)
- ・陶芸館 (陶芸館裏側敷地)
- ・テニスコート (敷地内の一角)

なお、喫煙場所には灰皿を設置しておりませんので、各自で携帯灰皿をご用意ください。